

# 申請の流れ

※それぞれの番号は表面の番号とリンクしています。

発達支援課	申請者	障害児相談支援事業所	サービス事業所
<p>2. サービス利用意向、対象要件の確認後、相談支援依頼書類等を郵送いたします。</p>	<p>1. 福祉サービスの利用を、必要書類を添えて申し込みます。</p>		
	<p>2. 書類を持って相談支援事業所に連絡をおとりください。事業所と契約を交わします。</p>	<p>3. 障害児支援利用計画(案)を作成し、申請者に説明します。</p>	
<p>6. 計画(案)をもとにサービス、支給量を決定し、通所受給者証を発行します。</p>	<p>4. 計画(案)について内容確認をします。</p>	<p>5. 計画(案)を発達支援課に提出します。</p>	
	サービス調整会議		
	<p>6. 通所受給者証がお手元に届きます。</p>	<p>7. 障害児支援利用計画を申請者、サービス事業所に説明、お渡しします</p>	<p>9. 計画を確認し、サービス提供を開始します。</p>
	<p>8. 計画について内容を確認します</p>		
	<p>9. 事業所と契約を結びます。</p>		
	<p>10. サービス利用を開始します。</p>		
モニタリング			

※利用計画(案)を立てるまでに概ね2週間、その後支給決定が出るまでに2週間ほどかかります。そのため、申請から実際にサービスを利用できるまで4週間ほどお時間がかかります。

お問い合わせ先

市川市市役所 こども部 発達支援課  
TEL 047-370-3561